

「工事請負契約書第22条第5項の運用」のマニュアル

1 主要な工事材料

- (1) 主要な工事材料とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料をいう。
- (2) その他の主要な工事材料とは、アスファルト類、コンクリート類等をいう。
- (3) アスファルト類、コンクリート類以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定する。

品目	材 料 (例)
鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品（ロックボルト等）、ガードレール、PCより線、スクラップ等
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
その他	工事ごとに受発注者間の協議により決定

2 適用対象工事

- (1) 単品スライド条項の適用に係る請求の際に、残工期が2月以上ある工事。
- (2) 部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。ただし、部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。
- (3) 主要な工事材料の各品目ごとの変動額が、請負代金額の100分の1に相当する金額を超える工事。
- (4) 請負代金額とは、原則、最終的な請負代金額をいう。

(例) スライド対象工事適用の判断

- 請 負 代 金 額 : 79,750,000円 (税込み)
 - 請負代金額の100分の1 : 797,500円
 - 対象材料 鋼 材 類 : 1,072,500円 (税込み)・・・対象
 - 燃 料 油 : 462,000円 (税込み)・・・対象外
 - アスファルト類 : 1,381,600円 (税込み)・・・対象
 - コンクリート類 : 526,000円 (税込み)・・・対象外
 - 単 品 ス ラ イ ド 額 : $1,072,500 + 1,381,600 - 797,500 = 1,656,600$ 円
- ※各品目一つでも請負代金額の100分の1に相当する金額を超えれば対象。

3 スライド額の算定

- (1) 受注者が対象材料を実際に購入した品目ごとの合計金額（消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）が、実勢価格の合計金額を下回る場合には、変更後の金額は受注者の実際の購入金額を用いて計算する。
- (2) 受注者の実際の購入金額が、実勢価格の合計金額を上回る場合には、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、受注者の実際の購入金額を用いて計算する。

- (3) 実際の購入金額が適当な購入金額であると示す書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

※ 国土交通省発出の「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和4年7月」
P8～10. P68参照

- (4) (1)及び(2)の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

ア 実際の購入数量が対象数量以下である場合は、実際の購入金額とする。

イ 実際の購入数量が対象数量以上である場合は、対象資材ごとに、対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額を実際の購入金額とする。

(例) 対象数量：500m³ 実際の購入数量：600m³、実際の購入金額：1,000,000円(税抜)の場合

$(500\text{m}^3 \div 600\text{m}^3) \times 1,000,000\text{円} \times 1.10 = 916,666\text{円}$ この場合、実際の購入金額は916,666円となる。

※ 燃料油については、国土交通省発出の「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和4年7月」P25参照

ウ 燃料油において、証明書等が無い数量を対象数量と認める場合、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月の実勢価格の平均価格※に対象数量を乗じて得た金額が変更後の実勢価格となり、実際の購入金額も同様とする。

※ 工期：R4.5.15～R4.12.10の場合 実勢価格6月～10月までの平均価格

6月120円 7月125円 8月130円 9月135円 10月140円 $(120+125+130+135+140) \div 5 = 130\text{円}$

エ 変更後の金額は、実勢価格は落札率を乗じ、実際の購入金額は落札率は乗じない。

・実勢価格 = (単価 × 対象数量) × 落札率 × 消費税等

・実際の購入金額 = (単価 × 搬入又は購入数量) × 消費税等

4 価格変動後における単価の策定方法

- (1) 鋼材類及びその他工事材料は、搬入した月の実勢価格とし、複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均※した価格とする。

なお、受注者の購入金額についても同じ取り扱いとする。

※ 5月 130円 20kg、6月 140円 30kg、7月 150円 40kg の場合

$(130 \times 20 + 140 \times 30 + 150 \times 40) \div (20 + 30 + 40) = 142.22\text{円}$

※ 単価端数処理については、土木関係工事積算要領の要領・土木-3(4)諸雑費及び端数処理2)端数処理イにより、小数点第2位までとし、3位以下切捨てとしている。

- (2) 燃料油については、購入した翌月（購入が工期末の月の場合は当該月）の実勢価格とし、複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格とする。

(注) 証明書類がない数量を認める場合は、3スライド額の算定(4)ウ参照

- (3) 特別調査や見積り等による場合は、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収等別途考慮する。

※ 国土交通省発出の「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和4年7月」
P22参照

5 対象数量の算出方法

当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるものとは、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料で、機械損料表等を用いて燃料油量を算出※できるものとする。ただし、この数量は証明書類が提出されなければ対象とならない。

※ 国土交通省発出の「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和4年7月」P30～35参照

6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

- (1) 受注者が提出する証明書類とは、納品書、請求書、領収書などをいう。
- (2) 鋼材類について証明書類が提出し難い事情があると認められる場合に、対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類が提出されたときは、適用を認めることができる。ただし、その際は搬入月の実勢価格で購入金額を算出する。
- (3) 燃料油について証明書類が揃わない場合に、数量を証明する書類が提出されたときは、提出された数量の適用を認めることができる。

※ 国土交通省発出の「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和4年7月」
P25～26参照

- (4) 現場に搬入される資材（現着単価で設定されている骨材・生コン・アス合材等）や機械等（建設機械・仮設材等（積算上、共通仮設費（率計上部分を含む。）として計上されているものを含む。））で使用される燃料油については、証明書類が提出されないものは対象とならない。
- (5) 受注者は証明書類の他に各品目毎に各様式※に購入数量等を取りまとめ、工事監督員に提出する。

※様式-1 請負代金額の変更の対象材料計算総括表（鋼材類）

様式-2 請負代金額の変更の対象材料計算総括表（燃料油）

様式-2-1 各種資機材の材料証明書（現着単価で設定されている骨材・生コン・アス合材等の燃料代）

様式-2-2 建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表

仮設材（鋼材・H形鋼・覆工板）の運搬にかかる運搬金額計算総括表

様式-3 請負代金額の変更の対象材料計算総括表（その他工事材料）

- (6) 工事監督員は、各様式、証明書類、単品スライド額算定シート及び単品スライド条項適用確認シートを、別記第4号様式「請負代金額の変更請求に係る協議資料について」に添付して本部に進達する。

※ 各対象品目の対象材料は、受注者から請求のあった材料の中から受発注者間で協議の上決定すること。

7 部分払時の取扱

部分払いにおいて出来形部分等確認通知書に、単品スライド条項（工事請負契約書第22条第5項）の協議の対象とすることができる旨を記載していないものは対象とならない。

なお、対象とならない場合は最終請負代金額から部分払額を控除し、請負代金額の1%を算出すること。

8 部分引渡し

部分引渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2月前までに請求を行うこと。

なお、工事請負契約書第37条の規定により部分引渡しを終えた工事は、部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項の対象とならない。

9 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド額の算定は、原則、最終的な対象数量、請負代金額をもって行うことから、単品スライド額算出前までに、スライド分を除く最終請負代金額の算出を行うこと。ただし、最終的な数量の確定までに期間を要する場合など、これによりがたい場合も想定されることから、その場合は受発注者協議の上実施すること。
- (2) 「残工期2月以上」、「工期末から45日前」及び「工期末に請負代金額の変更」については、次を参考とし事務処理を行うこと。

(例 原則パターン)

- 契約工期：5月20日から12月10日まで
- 残工期2月以上：10月11日まで
 - ・受注者は標準様式第53号様式により支出負担行為担当者（監督員経由）へ請求
 - ・監督員は別記第1号様式により入札契約課へ進達
- 工期末から45日前：10月26日から協議開始
 - ・入札契約課は別記第2号様式により受注者へ協議開始日通知
 - ・受注者から請求を受けてから7日以内通知（10月18日まで）
 - ・協議開始日までに、最終的な対象数量及び請負代金額を算出
- 請負代金額の変更：協議開始日から14日以内（11月9日まで）に、単品スライド額を確定し協議終了させ、その後、変更契約を締結する。

※ 現場及び設計変更等の進ちよく状況により、最終的な数量の確定までに期間を要したり早まる場合は、受発注者協議の上、協議開始日を変更することができる。
また、スライド額の算定にあたっては、最終的な対象数量及び請負代金額をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、最終的な対象数量及び請負代金額を算出することが望ましいが、これによりがたい場合は受発注者十分調整の上実施すること。

これ以外の取扱いについては、国土交通省発出の「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和4年7月」に準ずること。

単品スライド実施フロー【受注者の購入金額を採用する場合】

